

令和8年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

公立沖縄北部医療センター等整備事業 7,507,931 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		200,351 千円
第1項 医業収益		0
第2項 医業外収益		200,351
第3項 特別利益		0
	支	出
第1款 病院事業費用		200,351 千円
第1項 医業費用		110,872
第2項 医業外費用		89,479
第3項 特別損失		0
第4項 予備費		0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する975,000千円は、繰越工事資金975,000千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		7,507,931 千円
第1項 企業債		2,614,500
第2項 負担金		317
第3項 補助金		4,893,114
第4項 固定資産売却代金		0
	支	出
第1款 資本的支出		8,482,931 千円
第1項 建設改良費		7,507,931
第2項 企業債償還金		0

第3項 借入金償還金 975,000

第4項 無形固定資産 0

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
沖縄県北部医療組合病院事業 会計財務会計システム賃借料	令和9年度まで	396 千円
公立沖縄北部医療センター等 整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	3,116,608 千円
公立沖縄北部医療センター 職員住宅整備運営事業	令和10年度から 令和40年度まで	1,542,240 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 公立沖縄北部医療センターの建設改良事業
- 2 限 度 額 2,614,500千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失の相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、借入償還金及び無形固定資産の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 96,662 千円